

キングスロードゴルフクラブ利用約款

(本約款の適用)

第1条 当ゴルフ場利用のお客様は、メンバー、ゲストを問わず、安全で快適なプレーをお楽しみいただくために、本利用約款を必ずお守り下さい。

(利用契約の成立)

第2条 当ゴルフ場を利用いただくには、予めスタート時間の予約を取り、利用日の当日フロントにおいて所定の名簿に署名をしなければなりません。これにより、当クラブは、ご署名者の施設利用をお引き受けいたします。ただし、施設利用引き受け後においても、第5条は適用いたします。

(利用の申し込み)

第3条 プレーの予約は、当ゴルフ場の営業案内等、当ゴルフ場の規則に従ってください。

(利用引き受けのお断り)

第4条 当ゴルフ場は、次の場合にはご利用をお断りいたします。

- 1、ご利用のお申し込みが前条によらないとき。
- 2、スタート時間に余裕がないとき。
- 3、天災、気象の異常（暴風雨、降雪、雷鳴等）、施設の故障、補修その他やむを得ない事情があるとき。
- 4、お客さまが、公の秩序もしくは善良な風俗、エチケット、マナーに反する行為をなすおそれがあると認められるとき、又はその行為があったとき。
- 5、お客さまが、当クラブの本約款に従っていただけないとき。

6、その他の理由により当ゴルフ場を利用されることが好ましくない事由があるとき。

(暴力団関係者の入場拒否)

第5条 次に該当する者は、当ゴルフ場への入場及び施設の利用をお断りいたします。

- 1、暴力団員、又は集团的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある者。
 - 2、その事情を知らながら暴力団員を同伴し又は暴力団員を紹介して施設を利用させた者。
- 施設利用申し込みの受理後でも、申込者又は利用者が暴力団員であることが判明した場合は当該申し込みを取り消しいたします。

(服装について)

第6条 ご来場の際は必ずプレー、又はスーツの着用をお願いいたします。ただし、酷暑期間は除きます。プレーの際は、必ず襟付のスポーツシャツの着用をお願いいたします。

(貴重品について)

第7条 貴重品は、備え付けの貴重品BOXにお預けください。貴重品BOXが利用できない場合は、必ずフロントにお預け下さい。お預けにならない貴重品については責任を負いません。又、お預かりした品は、預り証持参の方に預り証と引き換えにお返ししたうえは、事故があってもそのために生じた損害については、当クラブは責任を負いません。

(携帯品・自動車について)

第8条 当ゴルフ場及びその付属設備内において、携帯品（ゴルフ関連用品・衣類等）の紛失、盗難、駐車中の車に

関する事故につきましては当ゴルフ場は、責任を一切負いません。

(宅配便の事故)

第9条 宅配便の取扱いは、その物品の受領、保管、発送等において利用者を代行し行うもので、その間の事故発生については一切その責任を負いません。

(ロッカーの鍵、バック引き換札について)

第10条 ロッカーの鍵、及びバック引き換札の紛失による事故については当クラブは責任を一切負いません。また、紛失の場合は損害金をお支払い頂きます。

(金属鋌スパイクシューズの禁止について)

第11条 当ゴルフ場では、金属鋌スパイクシューズでのプレーを禁止しております。プレーの際はソフトスパイクシューズ又はスパイクレスシューズをご使用下さい。

(危険防止責任)

第12条 ゴルフはときにより危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、自己の責任でプレーしてください。

(ティーイングエリアにおける素振り)

第13条 素振りは、ティーマーカー内の打席、又は特に指定された場所以外ではなさないでください。プレーヤーはみだりにティーイングエリアに立ち入らないでください。

(飛距離の確認)

第14条 先行組に対しては、後続組の打者は自己の飛距離を自分で判断して先行組に打ち込まないように打球してください。

（打者の前方に出ないこと）

第15条 同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないでください。

（隣接ホールへの打込み）

第16条 隣接ホールへの打込みは、とくに危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し、慎重に打球してください。
もし危険な球が出たら大きな声で危険を報せて下さい。

（安全な場所への退避）

第17条 後続組に対して打球させるときは、先行組のプレーヤーは、後続組の打者が打ち終わるまで、安全な場所に退避してください。

（ホールアウト後の退去）

第18条 ホールアウトした場合は、直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対して安全な場所を通り、次のホールに進んでください。

（スロープレーの禁止）

第19条 プレーヤー皆様が楽しくプレーをするためにも、ハーフラウンド2時間10分以内を目標にお願いします。
万一、後続組に支障をきたす場合は、後続組をパスさせていただく場合がございます。

（雷鳴があった場合）

第20条 落雷があった場合、又は襲雷警報が発令された場合は、直ちにプレーを中止し、避難小舎など安全と思われる場所に退避してください。
またゴルフカートに被雷効果はありません。カートでの移動も危険です。

（乗用カート）

第21条 プレーヤーが乗用カートを自走運転することは厳禁です。
又、リモコン操作モードによる運転時は発車、停車の操作はプレーヤーの責任において行って下さい。
万一、プレーヤーが自走運転による事故や、リモコン操作モード運転時の過失による事故が生じた場合はプレーヤーに全責任を負担して頂きます。
またリモコンを紛失、棄損した場合はリモコン紛失損害金として5万円をお支払い頂きます。

（火気使用の禁止）

第22条 プレー中、マッチやライター等の火気使用及び喫煙は、指定された場所以外は禁煙です。煙草の吸いから等は、必ず消して灰皿にお入れください。

（違背の場合の責任について）

第23条 お客様は前項第12条、第13条、第1条、第16条及び第21条に違背し、第三者に傷害等の事故を発生させた場合、同じく第12条、第13条、第15条、第16条、第17条、第18条、第20条及び第21条に違背し、自ら傷害等の被害を受けた場合も、当クラブは、一切損害賠償の責任を負いません。

（プレー終了後のクラブ確認について）

第24条 お客様がプレーを終了された場合は、クラブを点検し間違いがないかどうか慎重に確認して下さい。確認後は、クラブの不足、瑕疵等については、当クラブは責任を負いません。

（車両及び施設に損害を与えた場合について）

第25条 お客様の故意又は過失により、当ゴルフ場の車両及び施設に損害を与えた場合は、その損害額をお支払い頂きます

（施設内への持込品について）

第26条 当ゴルフ場の施設内に下記のものを持込むことはできません。
・動物や鳥類。 ・著しく悪臭を放つもの。
・鉄砲・刀剣類。 ・騒音を発するもの。
・発火・爆発のおそれがあるもの。

（携帯電話）

第27条 携帯電話のプレー中のご使用は、周りの方の迷惑となりますのでご遠慮願います。クラブハウス内2Fエントランスホール、3Fラウンジでご利用ください。

（行為の禁止）

第28条 当ゴルフ場の施設内で下記の行為はお断りします。
①とばく、その他の風紀を乱す行為。
②物品販売、宣伝広告等の行為
③プレーヤー以外の方がコースに入ること。（支配人の許可がある場合は除く）
④他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為。（大声、口笛等）

（規約の変更）

第29条 本規約の変更は、理事会が会社の同意を得て行う。

以上